

介護給付費等に係る支給決定事務等について (事務処理要領)

最終改正 令和7年9月

目 次

第1 支給決定等の実施主体	3
I 基本的な取扱い（法第19条第2項、法第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項）	3
II 居住地特例（法第19条第3項及び第4項、第51条の5第2項、第52条第2項、第76条第4項）	3
第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務	7
I 支給決定及び地域相談支援給付決定の概要	7
II 支給申請	35
III 障害支援区分	41
IV 市町村審査会（市町村審査会運営要綱より）	43
V 障害支援区分の認定	52
VI 障害児に係る支給決定の方法	57
VII 支給決定及び地域相談支援給付決定	63
VIII 利用者負担上限月額の認定	111
IX 受給者証の交付	113
第3 計画相談支援給付費の支給事務	134
I 計画相談支援の内容	134
II 計画相談支援給付費の対象者	138
III 計画相談支援給付費の支給期間とモニタリング期間の取扱い	139
IV 事務の流れ	140
第4 特例介護給付費・特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費その他の給付	146
I 特例介護給付費・特例訓練等給付費・特例地域相談支援給付費等	146
II 災害等による特例給付（法第31条）	149
III 高額障害福祉サービス等給付費（法第76条の2）	151
IV 特定障害者特別給付費（補足給付）	155
V 特例特定障害者特別給付費（法第35条）	158
第5 支給量の管理	161
I 支給量管理の考え方	161
II 短期入所の支給量管理	165
III 契約内容（障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証記載事項）報告書	166
IV 支給管理台帳	169
第6 利用者負担の上限額管理事務	172
I 利用者負担上限額管理事務の概要	172

VII 支給決定及び地域相談支援給付決定

市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者又は障害児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の主務省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定する。また、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う場合には、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間及び障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）又は地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量（以下「地域相談支援給付量」という。）を定める。

1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際の勘案事項

市町村は、支給申請が行われたときは、次に掲げる事項を勘案して支給の要否を決定する（法第22条第1項、法第51条の7）。

（1）障害福祉サービス

ア 支給決定の際の勘案事項（則第12条）

- ① 障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障害者等の介護を行う者の状況
- ③ 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ④ 申請に係る障害児が現に障害児通所支援又は指定入所支援を利用している場合には、その利用状況
- ⑤ 申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、同条第2項に規定する訪問介護、同条第7項に規定する通所介護及び同条第9項に規定する短期入所生活介護に限る。）を利用している場合には、その利用状況
- ⑥ 当該障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（③から⑤までを除く。）の利用の状況
- ⑦ 当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的な内容
- ⑧ 当該障害者等の置かれている環境
- ⑨ 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

イ 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨

- ① 障害支援区分又は障害の種類及びその程度その他の心身の状況
障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる

標準的な支援の度合を総合的に示す指標であり、介護給付費又は訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給対象となる障害福祉サービスについては、当該区分を対象者の範囲の要件の一つとしている。したがって、障害支援区分を認定することとされている障害者に対し、介護給付費又は訓練等給付費（共同生活援助に係るものに限る。）の支給対象となる障害福祉サービスの支給要否決定を行うに当たっては、申請者の障害支援区分が当該サービスの利用要件に該当しているか否かをまず確認する必要がある。また、障害支援区分が利用要件に該当しており、支給決定を行おうとする場合には、障害支援区分が障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を段階的に区分していることに鑑み、特に居宅介護等の訪問系サービスについては、その区分を勘案して支給量を定めることが適当である。

障害児、訓練等給付（共同生活援助に係る支給申請のうち、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用を希望する場合又は入浴、排せつ若しくは食事等の介護を伴う場合を除く。）の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者については、障害の種類及び程度を勘案する。ただし、訓練等給付（就労選択支援、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を除く。以下この①において同じ。）を利用しようとする障害者については、できる限り障害者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式の支給決定を行うものとする。また、地域内のサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、訓練等給付に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際に適宜参考として用いる。

乳幼児期の医療的ケア児に対し、介護給付費の支給決定要否決定を行うに当たっては、5領域11項目の調査のみでは、医療的ケア児の障害の程度が通常の発達においても必要である介助等を要する状態であるのか、内部障害等に起因する医療的ケアにより通常の発達を超える介助等を要する状態であるか否かの判断が困難である。そのため、医療的ケアの判定スコアの調査項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である場合は、通常の発達を超える介助等を要するものとして支給決定を行うこととして差し支えない。障害の種類及び程度の勘案に際しては、当該障害者等の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、障害福祉サービスで対処することが適當で

ない場合等を想定している。このような場合に当たるのではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害者等の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めるにより確認を行うこととなる。

② 介護を行う者の状況

介護を行う者（障害児にあっては保護者の状況）の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、介護給付費の支給を決定する。

特に、短期入所については、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅（家庭）において介護を受けることが一時的に困難となったことが、支援の要件となっているところである。ただし、障害者本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には、介護を行う者の状況にかかわらず、障害者本人の理由により短期入所に係る介護給付費の支給を行うことは可能である。

また、障害児に係る居宅介護においては、従来より、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

乳幼児期の医療的ケア児の属する家庭においては、一般的に在宅移行時における介護者の負担の増加や、医療的ケアのために24時間の対応を行っている状況等が想定されることに配慮すること。

短期入所等の介護給付費の支給を決定する際には、介護を行う者の疾病その他の状況が一時的なものか、継続的なものなのかを勘案して、支給期間を決定することになる。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない。

③ 介護給付費等の受給状況

④ 障害児通所支援又は指定入所支援の利用状況

⑤ 介護保険給付に係る居宅サービスの利用状況

⑥ 他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、支給決定により当該障害者等が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で支給決定を行う。例えば、居宅介護に係る支給申請の場合、日中活動系サービスや短期入所に係る受給の状況等を勘案し、支給量の調整等を図ることが考えられる。

また、介護保険給付又は事業との適用関係については、介護保険給付又は事業が優先されるため、介護保険の被保険者である障害者については、介護保険給付

又は事業に係る居宅サービスの利用状況や利用可能性を勘案する必要がある（詳細は「2 他法との給付調整」の（2）を参照。）。

⑦ 障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的な内容

当該障害者等が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して介護給付費等の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

⑧ 当該障害者等の置かれている環境

当該障害者等が居住する住宅の構造（例えば、障害に対応した住宅改修の状況）、立地や生活環境（例えば、事業所・施設や医療機関までの距離や交通手段）等を勘案する。

⑨ 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備状況

介護給付費等の支給決定を行うに当たっては、実際に当該障害者等が当該障害福祉サービスを利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害者等からの利用予定事業者・施設の聴取りのほか、障害者又は障害児の保護者からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなる。

当該障害者が入所を希望する施設に空き定員がないなど、サービス利用の見込みが当面ない場合にあっては、すぐに不支給の決定をするのではなく、申請を受理したまま、入所調整を継続することが望ましい。

また、障害者等が、それぞれその障害の種類及び程度等に応じてサービスを利用できるよう調整するために、本事項を勘案することが必要となる場合も想定される。

（2）地域相談支援

ア 地域相談支援給付決定の際の勘案事項（則第34条の35）

- ① 障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
 - ② 障害者に関する地域相談支援給付費等の受給状況
 - ③ 障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（②を除く。）の利用の状況
 - ④ 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的な内容
 - ⑤ 当該障害者の置かれている環境
 - ⑥ 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況
- イ 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨